

第567回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和7年4月28日(月) 15:00～15:14

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第567回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えています。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、まず議題の1「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定に係る報告について、に関しまして、事務局から、御説明を、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料3を御覧ください。「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定に係る御報告について、ということでございます。

(趣旨)でございますけれども、発電側課金につきましては、2016年より詳細設計に関して議論・検討を進めまして、その結果として2023年4月に「発電側課金導入について 中

間とりまとめ」を公表し、24年4月に導入されたということでございます。

この中間とりまとめ以降、追加で整理された内容を反映するため、第6回制度設計・監視専門会合（今年2月開催）における審議を経て、中間とりまとめの改定案について、所要のパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントにおける御意見も踏まえまして、中間とりまとめに追加で反映を行い、改定を行うことについて、第8回制度設計・監視専門会合で御審議、御了承をいただいております。

本日は、その改定内容やパブリックコメント結果について、御報告をさせていただきたいと考えております。

「経緯」でございますけれども、18行目以降ですね。先ほど申し上げたことが書いてございまして、23年4月の中間とりまとめ以降に整理した事項につきましては、その表にあるとおり、23年6月の第86回制度設計専門会合におきまして、各市場・取引における発電側課金の転嫁について、また、発電併設蓄電池における発電側課金の扱いについて整理をさせていただきました。

それから、24年8月の第100回制度設計専門会合におきまして、発電側課金における制限中止割引の廃止、それから、25年1月の電力・ガス取引監視等委員会におきまして、発電側課金における災害時の特別な措置について整理をしているということでございます。

2.の「パブリックコメントの結果」でございますけれども、第6回の制度設計・監視専門会合では、追加整理内容を反映した中間とりまとめ改定案について、所要のパブリックコメントを行うことについて、御審議、御了承いただいております。

それを踏まえまして、本年2月28日から3月31日の期間でパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントにおいては、以下の5件の意見が寄せられたということでございまして、その概要といたしましては、①逆潮流10kW未満の電源が「当分の間」課金対象外とされている点に関する御意見。それから②発電側課金の制度趣旨と再生可能エネルギー推進との関係に関する御意見。③として、発電側課金の転嫁に係るアンケート・ヒアリングによる監視及び一般送配電事業者の手続き改善要望の対応状況のフォローアップに関する御意見。そして④としまして、発電併設蓄電池の設置時における発電側課金に係るkW課金及びkWh課金の算定方法等の詳細に関する御意見。⑤といたしまして、需給調整市場での発電側課金の転嫁におけるkWh課金分の織り込み方法に関する御意見ということで、5件の

御意見をいただいたということでございます。

これを踏まえまして、本年４月に開催いたしました第８回制度設計・監視専門会合において、これらの御意見について、回答・実施結果の公表を行うこと、及び意見公募手続き対象の文書案については、御意見を踏まえた追加の反映を行っている。

具体的には、④と⑤に関する御意見について、これを踏まえた文書への反映を行うということをさせていただきまして、これについて、「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を改定することについて了承されたということでございます。

「今後の対応」でございますけれども、資料３－１のとおり、パブリックコメント実施結果及びいただいた御意見に対する回答を公表するとともに、併せて発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知の観点から、資料３－２及び３－３のとおり、改定した「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を公表する予定としております。

なお、この中間とりまとめの周知については、電力・ガス取引監視等委員会の発電側課金制度に係るホームページの公表に加えまして、関係機関にも御協力をいただいて、発電事業者等に周知を行う予定としております。

３－１が、先ほど御説明いたしましたパブリックコメントの実施結果について、ということございまして、この５件の意見が来たということで、それぞれ①から⑤の意見と、御意見に対する考え方というものを整理いたしております。

「概要」は、先ほど説明したとおりでありますので、詳細は割愛いたします。

それから、３－２と３－３が、「中間とりまとめの改定案」ということございまして、３－２がパワーポイント形式の資料で、概要資料として、改定部分を赤で記載をしているということございまして、３－３が、改定案の文書の資料ということでつけさせていただいております。

私からの説明は、以上になります。

○横山委員長     どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、どうもありがとうございました。

本件は報告事項でございますので、事務局から御説明がありました方針のとおり、改定

する発電側課金の導入について、中間とりまとめについて公表いただくなど、今後の対応を進めていただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長      よろしく申し上げます。資料4に基づきまして、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方改定案について」、御説明をします。

表示しておりますように、趣旨にありますとおり、昨年6月までの制度設計専門会合の内容を踏まえまして、内外無差別な卸売等の評価の考え方をとりまとめた文書を、今年の3月に公表したところでございます。今般、昨今の制度設計・監視専門会合でなされた議論を踏まえまして、このとりまとめ文書を改定したいと考えております。

下のほう経緯でございます。経緯のうち、34行目までは、記載のとおりでありまして、このとりまとめを御議論いただいたときの内容と、ほぼ同じですので、説明を割愛いたしますが、今回、改定しますのは、35行目から37行目にありますとおり、制度設計・監視専門会合で、その後、議論されました子会社の対象外電源の扱いと、エリア内限定供給に関するものでございます。

次の2ページ目でございます。改定版の概要です。

初版以降、47行目以降にありますとおり、第8回のフォローアップ、それから子会社対象外電源の考え方、エリア内限定供給について議論がなされました。

これらを踏まえまして、とりまとめの改定案については、資料4-1でございますけれども、まず4ページ目のところでございますけれども、関連する話として、昨今の電ガ小委の話を追記しておりますのと、それから、8ページ目から10ページ目にかけて、子会社の保有する電源を中心に内外無差別な卸売の対象外となる電源、具体的には、こちらにございますように規模僅少電源と、それから経過措置電源について記載をしております。

そして12ページ目でございます。ここにエリア内限定供給の取扱いに関する話を追記しております。

そして、これに関連しまして、24ページ目でございます。エリア内限定供給に関して、その評価の考え方というものを追記してございます。

資料4のほうに戻させていただきます。57行目でございます。今後の対応でございます

けれども、初版のときと同様に、本委員会で御了承いただけましたら、パブリックコメントに付しまして、必要に応じて修正を行った上で、制度設計・監視専門会合、そして本委員会にて、再度お諮りをして、とりまとめとしてセットし、公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）」につきまして、事務局案のとおりとし、今後パブリックコメントにかけることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、パブリックコメントの準備等を進めていただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「仲裁委員候補者名簿の改定について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長      それでは、資料5「仲裁委員候補者名簿の改定」につきまして、事務局・総務課から説明をいたします。

仲裁につきましては、電気事業法第36条第3項（ガス事業法第107条第4項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電取委があらかじめ指定する委員その他の職員（以下「仲裁委員の候補者」という）のうちから、当事者が合意によって選定した者を電取委が指定することとされています。

電気事業法施行令第28条（ガス事業法施行令第12条及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づきまして、仲裁委員の候補者につきましては名簿を作成することとなっておりますので、今般、仲裁委員の候補者につきまして役職等の変更がございますので、名簿の変更をさせていただきたいと思っています。

具体的には、資料５－１で、武田委員の所属の変更と、北本特別委員の経歴の変更になります。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局案のとおり、仲裁委員候補者名簿を改定して、よろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり仲裁委員候補者名簿を改定することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

事務局から１点お伝えをいたします。

本日の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどを、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第１部を終了といたします。

——了——